

学校感染症等に係る登園に関する意見書

氏名 (男・女)

生年月日 年 月 日 生まれ

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登園が可能であると判断しました。

第1種感染症 ()【治癒】

第2種感染症 インフルエンザ(A型 ・ B型)【発病後5日かつ解熱後3日経過】
 新型コロナウイルス感染症 【発症した後5日経過し、
かつ症状が軽快した後1日経過】
 麻疹【解熱後3日経過】
 風疹【発疹消失】
 水痘【すべての発疹の痂皮化】
 咽頭結膜熱【主要症状消褪後2日経過】
 流行性耳下腺炎【耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が
発現したあと5日経過し かつ全身状態が良好】
 百日咳【特有の咳が咳が消失 または
5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了】
 結核【感染のおそれなし】
 髄膜炎菌性髄膜炎【感染のおそれなし】

第3種感染症【感染のおそれなし】

流行性角結膜炎
 急性出血性結膜炎
 腸管出血性大腸菌感染症
※便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的
 コレラ
 細菌性赤痢
 腸チフス
 パラチフス

◆第3種その他の感染症 [①～④は、登園停止により感染拡大防止効果があるもの]

①溶連菌感染症
 ②アデノウイルス感染症
 ③感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなど)
 ④急性細気管支炎(RSウイルス、ヒトメタニューモウイルスなど)

[その他、個人の療養効果を重視した感染症]

マイコプラズマ感染症
 単純ヘルペス感染症
 帯状疱疹

その他の意見:

年 月 日

医療機関名:

診察医師:

認定こども園 城東ちどり保育園